

西東京市教育計画(平成 26 年度~平成 30 年度)の取組成果及び今後の方向性

西東京市教育委員会では、毎年度、教育委員会が所掌する事務事業の点検・評価を行っています。

対象とする事務事業は、「西東京市教育計画(平成 26 年度~平成 30 年度)」に基づく事務事業及び教育委員会の権限に属する事務としています。

また、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、新たに総合教育会議の開催が規定されました。法改正以降、市長が教育委員会委員等を招集して総合教育会議を開催し、「いじめ・虐待の対策」、「子どもの居場所の充実」、「切れ目のない支援」などについて課題を共有し、平成30年度は「西東京市子ども条例」についても検討しながら、社会状況の変化により発生する諸課題に所管を超えて市として対応してきました。

本章では、教育計画(平成 26 年度~平成 30 年度)期間での達成事項等について 総括を行い、次章に記載する新たな基本方針とのつながりを示します。



地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

平成27年4月における一部改正の主な変更点

1 新「教育長」を設置

市長による教育長任命となり、市長の任命責任を明確化しました。また、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表として第一義的な責任者としての位置付けが明確化されました。

- 2 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化 教育委員会委員の定数3分の1以上からの会議招集請求や会議の議事録作成及び 公表の義務付けなどが規定されました。
- 3 総合教育会議の設置

市長と教育委員会委員により構成し、市長の招集に基づき開催します。協議·調整 事項は、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、 ③児童·生徒等の生命·身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置、となります。

4 教育に関する大綱の策定

大綱とは、教育の目標や根本的な方針となります。大綱は、総合教育会議で協議・ 調整を尽くし、市長が策定します。

(1)「生きる力*」の育成に向けて

▶ 確かな学力の育成を図るため、外国語教育の充実に向けて、小学校においてはALT指導時数の確保、中学校においては「英語で行うことを基本とする英語授業」の実践に関する教員研究を深めてきました。



- ▶ 放課後や長期休業中の児童・生徒に対する教育指導の充実として、夏季休業中において、全市立小・中学校の全学年で補習教室を実施するとともに、中学3年生を対象に民間事業者による10日間の習熟度別講習を実施しました。
- ▶ ICT*活用による学習指導として、プログラミング 教育に向けた研究の一環として、プログラミング授業 を試行実施するとともに、SNS等のインターネット に関わるトラブルの未然防止のための情報モラル*教 育を進めてきました。



- ⇒ 豊かな心の育成に向けて、西東京市いじめ防止対策推進条例の施行、学校における道徳教育の推進、弁護士による「いじめ防止の授業」の実施などに取り組みました。また、読書活動推進のために、小・中学校において読書月間を設けて未読率の減少を図り、中学生を対象にブックフェスティバルを開催し、読書への関心を促す取組を行いました。さらに、社会性や自身のキャリア意識を育成させるため、自然体験活動や職場体験等を実施しました。
- ▶ 健康と体力の育成を図るため、体力向上に関する研究校の指定やがん教育の出前 授業を行いました。また、生活習慣に関する指導や安全教育、環境教育など、「生 きる力」の育成に取り組みました。

今後の方向性

これまで取り組んできた知・徳・体の育成*は、時を経ても、なお子どもたちの成長にとって重要なことです。引き続き、子ども一人ひとりを大切にしながら、知・徳・体の育成をベースとして、社会を主体的に形成していくための「生きる力」の育成を図っていく必要があります。

(2)「生きる力*」を育むための学校教育環境の充実に向けて

- 特色ある学校づくりを進めるため、西東京市小・中連携の日を設定し、9年間での 教育の充実を図るとともに、大学等との連携による事業を実施してきました。
- ▶ 児童・生徒の学習環境の整備として、 小・中学校の特別教室へのエアコン設置や老朽化した学校施設の大規模改造などを行いました。また、学校施設の適正規模・適正配置を進め、小学校の統廃合や中学校施設の移転建替えによる通学区域の見直しを行いました。



ひばりが丘中学校新校舎(平成30年12月竣工)

今後の方向性

今後も、子どもたちにとって快適な学習環境を整備していく必要があります。また、施設や設備面のみならず、体制や制度などのソフト面についても一体的に環境整備を図っていく必要があります。

(3) 一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて

- ▶ 通常の学級における一人ひとりの子どもの教育的ニーズを的確に把握し、支援を 進めるため、教員向けの「教育支援マニュアル」を作成・配付するとともに、教育 支援システム*を構築し、校内委員会へ専門家を派遣するなど、体制整備を行って きました。平成 29 年度に全市立小学校に特別支援教室*を試行開設することで、 平成 30 年度に情緒障害等通級指導学級から特別支援教室に円滑に移行できました。
- ▶ 平成 26 年度に固定制特別支援学級を増設するとともに、固定制特別支援学級の 名称を A·I 学級、B·J 学級とし、知的タイプ・自閉タイプそれぞれの実態に応じ た教育課程を編成し、特性に応じた教育内容の充実を図ってきました。
- 》 幼児のための相談案内を作成し、就学前機関に周知することで、幼児期からの心理療法や発達・心理相談を実施し、教育相談の早期対応の有効性が認識されました。また、就学支援シート*の活用による小学校への情報提供など、切れ目のない支援を進めました。
- > スクールソーシャルワーカー*の定期巡回·随時派遣を整備し、教員の気づきを支援につなげることで、児童·生徒の健全な成長への寄与に努めてきました。

今後の方向性

特別支援教育体制の基盤が整備されてきた段階において、学校における取組内容の検証と調整、保護者や地域への啓発等を進めていく必要があります。また、子どもの健やかな成長を保障できる社会を目指し、行政と学校、保護者とが連携し、それぞれの担う役割を確実に果たすことが出来るよう相談体制を整えていく必要があります。

(4) 社会全体での教育力の向上に向けて

- ▶ 家庭の教育力向上の支援として、3~4か月児健康診査時の絵本提供による家庭での読書活動支援や公民館で親子対象講座を開催しました。また、就学援助費の一部費目を学校入学前に前倒し支給するなど、家庭への支援を行ってきました。
- ▶ 放課後支援の一つとして、小学校で実施している放課後子供教室事業においては、 校庭等の開放に加え、多様な体験・活動の機会となる学習活動の機会提供事業の実 施校を拡大し、内容の充実に努めてきました。
- ▶ 活力あるコミュニティづくりとして、夜間照明設備の設置による学校施設の開放、 学校と地域が連携した児童の登下校時の見守り活動など、学校を拠点とした地域 活動を行ってきました。また、市内大学との連携事業や広報活動を積極的に行い、 地域ぐるみで教育活動を行う体制整備を進めました。

今後の方向性

地域とともに行う教育活動を今後も継続していく必要があります。また、学校を 核とした地域づくりを進める一方、地域にいながら誰もが学べる体制を整備してい く必要があります。

(5) いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

- ▶ 社会教育推進の中核的施設として、公民館では主催事業の方針明確化や障害者対象講座の充実など、誰もが主体的に学ぶことができる環境づくりを進めてきました。
- ▶ 図書館では、時代や社会の変化に適応した質の高いサービスを提供するため、地域・行政資料の電子化やボランティアによる、来館困難者への貸出本の宅配サービスなどを行ってきました。また、「第3期西東京市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進に取り組んでいます。
- ▶ 文化財を確実に保存し、未来につなげていくため、「西東京市文化財保存・活用計画」を策定し、取組を進めてきました。平成27年に国の史跡に指定された下野谷遺跡*については、今後の保存、活用及び整備の方向性などを示した「史跡下野谷遺跡保存活用計画」を策定するとともに、下野谷遺跡の価値や魅力をわかりやす

く伝える VR(バーチャル・リアリティ)コンテンツの制作をはじめとして、学校教育や地域と連携した活用事業を実施しています。



下野谷遺跡の集落想像図(「VR下野谷縄文ミュージアム」より)

今後の方向性

いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて、社会教育施設等を介した学習機会の提供やハンディキャップサービスなどの事業を行っていく必要があります。



西東京市マスコットキャラクター「いこいーな」 ©シンエイ/西東京市